

2 許可の種類—法第3条—

(1) 知事許可と大臣許可

建設業の許可には、知事許可と大臣許可があります。

イ 知事許可

1つの都道府県内にだけ営業所を持ち、営業する場合は知事許可を受けます。

ロ 国土交通大臣許可

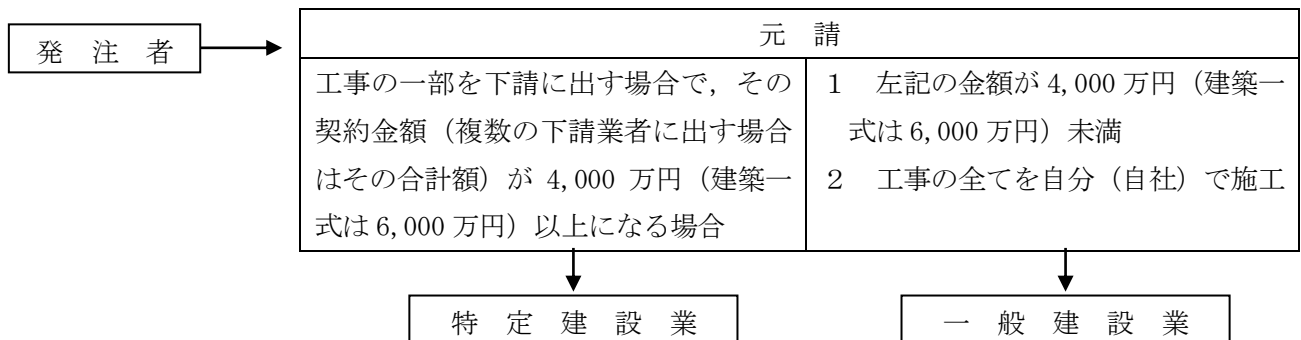
2つ以上の都道府県に営業所を持ち、営業する場合は国土交通大臣許可を受けます。

(注) 営業所とは、本店、支店、常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいい、少なくとも次の要件を備えているものをいいます。

- ① 請負契約の見積り、入札、契約締結等の実体的な業務を行っていること。
- ② 電話、机、各種事務台帳等を備え、居住部分等とは明確に区分された事務室が設けられていること。
- ③ 建設業の経営経験を有する役員等（建設業法施行規則第7条第1号の要件を満たす者）又は建設業法施行令第3条の使用人（①に関する権限を付与された者）が常勤していること。
- ④ 専任技術者が常勤していること。

(2) 許可の区分（一般建設業と特定建設業）

建設業の許可は、一般建設業と特定建設業に区分されています。（同一の建設業者が、同一業種について一般と特定の両方の許可を受けることはできません。）



この特定建設業の制度は、下請負人の保護などのために設けられているもので、法令上特別の義務が課せられます。

(注) [指定建設業について]

次の7業種については、施工技術の総合性等を考慮して「指定建設業」と定められているため、特定建設業の許可を受けようとする者の専任技術者は、一級の国家資格者、技術士の資格者又は国土交通大臣が認定した者でなければなりません。

土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、電気工事業及び造園工事業

3 許可の有効期間—法第3条—

許可の有効期間は、許可のあった日から5年目の許可日に対応する日の前日をもって満了します。許可の有効期間の末日が日曜日等の行政庁の休日であっても同様の取扱いになります。

したがって、引き続き当該許可に係る建設業者として営業する場合には、期限が満了する日の30日前までに、許可を受けた時と同様の手続きにより許可の更新の手続きをとらなければなりません。手続きを怠れば期間満了とともにその効力を失い、当該許可に係る建設業者として営業することができなくなります。

なお、許可の更新の手続きを行えば、有効期間の満了後であっても許可又は不許可の処分があるまでは、従前の許可が有効です。

4 許可の基準（許可を受けるための資格要件）—法第7・8・15条—

許可を受けるためには、次の下表の項目に掲げる資格要件を備えていることが必要です。

- 1 建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有していること。
- 2 専任技術者を営業所ごとに置いていること。
- 3 請負契約に関して誠実性を有していること。
- 4 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること。
- 5 欠格要件等に該当しないこと。

項目		一般建設業 —法第7条第1号—	特定建設業 —法第15条第1号— 同左
1	建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であること。（建設業法施行規則第7条第1号及び第2号の基準を満たす者であること。）	<p>●規則第7条第1号</p> <p>イ 常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>① 建設業に関し五年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者</p> <p>② 建設業に関し五年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経營業務を管理した経験を有する者</p> <p>③ 建設業に関し六年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者</p>	<p>業務を執行する社員、取締役、執行役員若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経營業務の執行等建設業の経營業務について総合的に管理した経験を有する者。</p>

経營業務の管理責任者に準ずる地位（業務を執行する社員、取締役、執行役員若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者）にあって、建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般について、従事した経験。

取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮および命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験。

ロ 常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であつて、かつ、財務管理の業務経験（許可を受けている建設業者にあつては当該建設業者，許可を受けようとする「建設業を営む者」にあつては当該「建設業を営む者」における五年以上の建設業の業務経験に限る。以下このロにおいて同じ。）を有する者，労務管理の業務経験を有する者及び業務運営の業務経験を有する者を当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれ置くものであること。

① 建設業に関し，二年以上役員等としての経験を有し，かつ，五年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理，労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者

② 五年以上役員等としての経験を有し，かつ，建設業に関し，二年以上役員等としての経験を有する者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げるものと同等以上の経営体制を有すると認定したもの

●規則第7条第2号

次のいずれにも該当する者であること。

イ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第三項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第十九条第一項の規定による届書を提出した者であること。

ロ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第六条第一項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第十三条第一項の規定による届書を提出

		<p>した者であること。</p> <p>ハ 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第五条第一項に規定する適用事業の事業所に該当する全ての営業所に関し、雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第四百四十一条第一項の規定による届書を提出した者であること。</p>	
2 専任技術者	<p>すべての営業所に、右のいずれかに該当する専任の技術者がいること。</p>	<p>－法第7条第2号－</p> <p>許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、次に掲げるいずれかの要件に該当する者</p> <p>イ 指定学科を卒業後</p> <p>① 高校（旧実業学校含む）、中等教育学校、専門学校（1年制） ⇒ 5年以上の実務経験を有する者</p> <p>② 大学（短期大学、高等専門学校・旧専門学校を含む）、専門学校（2年制以上） ⇒ 3年以上の実務経験を有する者</p> <p>指定学科－P. 69 表参照</p> <p>ロ 10年以上の実務経験を有する者（学歴・資格を問わない。）</p> <p>ハ イ、ロと同等又はそれ以上の知識・技術・技能を有すると認められた者</p> <p>① 指定学科に関し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧実業学校卒業程度検定合格後5年 ・旧専門学校卒業程度検定合格後3年以上の実務経験を有する者 <p>② P70-72 表の資格区分「○」、「□」、及び「●」、「■」に該当する者</p> <p>③ その他、国土交通大臣が個別の申請に基づき認められた者</p>	<p>－法第15条第2号－</p> <p>イ P. 70-72 表の資格区分「●」、「■」に該当する者</p> <p>ロ 法第7条第2号イ・ロ・ハに該当（同左）し、かつ元請として4,500万円以上の工事について2年以上の指導監督的な実務経験を有する者</p> <p>ハ 国土交通大臣が、イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められた者</p> <p>（注）指定建設業については、上記のイ又はハに該当する者であること。（指定建設業についてはP. 14 参照）</p> <p>（※）役員等とは</p> <p>①相談役②顧問③総株主の議決権の100分の5以上を有する株主（個人に限る）④出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人に限る）⑤その他役職を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者</p>
3 誠実性	<p>請負契約に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者ではないこと。</p>	<p>－法第7条第3号－</p> <p>法人・法人の役員等（※）、個人事業主・支配人、支店長・営業所長が左に該当すること。</p>	<p>－法第15条第1号－</p> <p>同 左</p>

いずれも学校教育法によるもの。
いわゆる「職業能力開発大学校」等は含みません。

指定学科－P. 69 表参照

（※）役員等とは

①相談役②顧問③総株主の議決権の100分の5以上を有する株主（個人に限る）④出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人に限る）⑤その他役職を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者

4 財 産 的 基 礎 等	請負契約を履行するに足る財産的基礎等のあること。	<p align="center">—法第7条第4号—</p> <p>次の<u>いずれか</u>に該当すること。</p> <p>① 自己資本が500万円以上あること。</p> <p>② 500万円以上の資金調達能力のあること。</p> <p>③ 直前5年間許可を受けて継続して営業した実績のあること。</p>	<p align="center">—法第15条第3号—</p> <p>次の<u>すべて</u>の要件に該当すること。 (注) P.20(4) 参照</p> <p>① 欠損の額が資本金の20%を超えないこと。</p> <p>② 流動比率が75%以上であること。</p> <p>③ 資本金が2,000万円以上であること。</p> <p>④ 自己資本が4,000万円以上あること。</p> <p>※新規設立の場合は、資本金の額が4,000万円以上あれば上記に該当します。</p>
5 そ の 他	<p>欠格要件等</p> <p>(★)建設業法施行規則第八条の二参照</p> <p>(★)政令とは、建設業法施行令第3条の2を指す。</p>	<p align="center">—法第8条—</p> <p>下記のいずれかに該当するものは、許可を受けられません。</p> <p>イ 許可申請書又は添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。</p> <p>ロ 法人・法人の役員等、個人事業主・支配人、その他支店長・営業所長等が、次のような要件に該当しているとき。</p> <p>① 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの(★)又は破産者で復権を得ない者</p> <p>② 不正の手段で許可を受けたこと等により、その許可を取り消されて5年を経過しない者</p> <p>③ 許可の取り消しを逃れるために廃業の届出をしてから5年を経過しない者</p> <p>④ 建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼしたとき、あるいは危害を及ぼすおそれが大であるとき、又は請負契約に関し不誠実な行為をしたこと等により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>⑤ 禁固以上の刑に処せられその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>⑥ 建設業法、建築基準法、労働基準法等の建設工事に関する法令のうち政令で定めるもの(★)、若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、または刑法等の一定の罪を犯し罰金刑に処せられ、刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>⑦ 暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)</p> <p>⑧ 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>	